

熊本県農業経営改善関係資金基本運営要領

(趣旨)

第1条 本要領は、食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）の目指す効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するため、経営意欲と能力のある農業の担い手（単なる生産者ではない経営者）が経営改善を図ろうとする場合に、必要な長期資金が的確に供給されるよう、農業経営改善関係資金基本要綱（平成17年7月1日付け14経営第1704号事務次官依命通知以下「基本要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象資金、用語の定義等)

第2条 本要領の対象とする資金は、次の5資金とする。ただし、(3)に定める資金を借り入れる場合であって、負債の償還負担を軽減しようとする計画内容を含む場合は、熊本県農業負債整理関係資金運営要領（平成13年6月18日付け農金第596号）により対応し、本要領は適用しない。

- (1) 農業近代化資金（農業近代化資金融通法（昭和36年法律第202号）第2条第3項に規定する農業近代化資金であって、熊本県農業近代化資金融通措置要項に定めるものをいう。以下同じ。）
- (2) 農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）（農業経営基盤強化資金実施要綱（平成6年6月29日付け6農経A第665号農林水産事務次官依命通知）第3に定める資金をいう。以下同じ。）
- (3) 経営体育成強化資金（経営体育成強化資金実施要綱（平成13年5月1日付け13経営第303号農林水産事務次官依命通知）第2に定める資金をいう。以下同じ。）
- (4) 農業改良資金（農業改良資金制度運用基本要綱（平成14年7月9日付け14経営第1931号農林水産事務次官依命通知）第3に定める資金をいう。以下同じ。）
- (5) 青年等就農資金（青年等就農資金基本要綱（平成26年4月1日付け25経営第3702号農林水産事務次官依命通知）第3に定める資金をいう。以下同じ。）

2 本要領における用語の定義は、次の各号のとおりとする。

- (1) 「窓口機関」とは、農業者が経営改善資金計画書等を提出する次の金融機関をいう。
 - ア 民間金融機関（農業協同組合、農林中央金庫、銀行、信用金庫及び信用協同組合）で知事が指定したもの。
 - イ 株式会社日本政策金融公庫（以下「日本公庫」という。）及び同公庫の受託金融機関。
- (2) 「借入希望者」とは、前項の各号に定める資金のいずれかの融資を受けようとする者をいう。
- (3) 「認定農業者」とは、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）の農業経営改善計画（酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）の経営改善計画若しくは果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号）の果樹園経営計画を含む。以下同じ。）の認定を受けた農業者をいう。
- (4) 「認定新規就農者」とは、基盤強化法第14条の5第1項に規定する認定新規就農者をいう。

(経営改善資金計画書の作成等)

第3条 本要領の対象とする資金の融通については、それぞれの資金の要綱等に基づくものとするが、いずれの資金においても借入希望者は、次の各号について自ら真剣に検討のうえ、おおむね5年間の経営改善資金計画書（別記第2号様式の(1)又は別記第3号様式の(1)（以下「基本様式」という。））を作成し、借入申込希望書（別記第1号様式）とともに窓口機関に提出するものとする。この場合、認定農業者にあつては、農業経営改善計画書及び農業経営改善計画の

認定書の写しを、認定新規就農者にあつては、農業経営改善計画書、農業経営改善計画の認定書の写し、青年等就農計画書及び青年等就農計画認定書の写しを提出するものとする。また、認定新規就農者が、指導農業士（これに類するものを含む。）等（以下単に「指導農業士等」という。）から農業経営の指導を受けている場合、当該指導農業士等から別記第11号様式の認定新規就農者の貸付けに関する意見書（以下「意見書」という。）の交付を受けている場合は、この意見書を併せて提出するものとする。

なお、1回の借入希望額が個人にあつては700万円以下（青色申告を実施しているものは1,000万円以下）、法人にあつては3,000万円以下であり、かつ、直近期末の総借入残高が直近期（特別の事情がある場合は直近期の前期）の農業粗収入及び農外収入の金額の合計額（借入希望者が法人である場合は総売上高）以下となっている借入希望者（今後、5年間の間に本要領の対象とする資金の借入れを予定し、又は負債の整理に必要な長期資金の借入れを含む場合を除く。）にあつては、基本様式に代えて別記第2号様式の（2）又は別記第3号様式の（2）（以下「簡素化様式」という。）を使用することができるものとする。ただし、借入希望者が認定新規就農者である場合は、簡素化様式を使用することはできないものとする。

- (1) これまでの経営状況
 - (2) 経営改善（認定就農計画の目標を達成するための取組を含む。以下同じ。）のための計画の適切さ及び実行可能性
 - (3) 経営改善のための計画が実行された場合の収支及び融資返済可能性
 - (4) その他経営改善のために必要な事項
- 2 借入希望者は、経営改善資金計画書の作成に当たり、助言・指導を必要とする場合（経営改善資金計画書等の記載不備を理由に、窓口機関に受理を拒否された場合を含む。）は、融資機関及び関係機関（市町村、農業委員会、県広域本部地域振興局又は県央広域本部（熊本農政事務所）（以下「振興局等」という。）農業普及・振興課、青年農業者等育成センター及び担い手育成総合支援協議会）に相談を求めることができるものとする。
 - 3 振興局等農業普及・振興課は、本要領対象資金に係る苦情等相談窓口を設置するとともに、苦情等相談処理簿（別記第9号様式）を整備するものとする。
 - 4 窓口機関は、本要領対象資金に係る苦情等相談窓口を設置するとともに、苦情等相談処理簿（別記第9号様式）及び融資相談案件処理簿（別記第10号様式）を整備するものとする。
 - 5 第2項の規定による融資相談があった場合には、窓口機関は、苦情等又は経営改善資金計画書等の受理の有無にかかわらず、融資相談案件処理簿にその内容、処理状況等を整理しておくものとする。

（融資機関相互間の審査方針の協議）

第4条 窓口機関は、借入希望者が特定の資金を特定の融資機関から借り入れることを希望する場合は、その意思を尊重するものとする。それ以外の場合は、予め関係融資機関と資金の選定等についての調整を行うものとし、この場合の調整は、借入相談連絡票（別記参考様式）により行うものとし、窓口機関は借入相談連絡票に借入申込希望書を添えるものとする。

- 2 日本公庫及び民間金融機関は、次の各号の分担関係を基本とする。
 - (1) 返済期間が15年を超える場合は、全体を一括して日本公庫が対応する。（認定新規就農者向けの資金は除く。）
 - (2) 資金使途として農地又は採草放牧地（農地又は採草放牧地とする土地を含む。以下「農地等」という。）の取得を含む場合は、少なくとも農地等の取得に関する部分について、また、新作物分野・流通加工分野・新技術にチャレンジする場合は全体を一括して日本公庫が対応する。

- (3) 借入額が認定農業者については、1,800万円（法人は3,600万円）、その他の担い手（集落営農組織、集落営農組織が法人化するときはその構成員になろうとする者及び農業参入法人を除く。）については1,500万円（法人は3,000万円（任意団体も同じ。））を超える場合は、当該超える部分は日本公庫が対応する（農業改良資金を除く。）。
- (4) 認定新規就農者にあつては、農業経営が軌道に乗るまでに必要な機械又は施設の整備、運転資金等、民間金融機関では融通が困難なものについて、公庫が対応するものとする。
- (5) 上記（1）～（4）以外については、民間金融機関が対応する。
- 3 前項各号に掲げる分担関係に基づき、日本公庫及び民間金融機関が協議のうえ、次の各号のいずれかの審査方針を選定するものとする。

- (1) 日本公庫単独で審査
- (2) 民間金融機関単独で審査
- (3) 日本公庫及び民間金融機関の双方が協議しつつ審査

- 4 融資審査を進める中で、融資機関としては融資ができない可能性が高いときは、窓口機関の受理から3週間以内に、他の融資機関（日本公庫のときは民間金融機関、民間金融機関のときは日本公庫）に連絡し、連絡を受けた他の融資機関において審査を開始するものとする。

（窓口機関の手続）

第5条 窓口機関は、借入希望者から経営改善資金計画書等の提出があつた場合は、基本的な要件等の確認を行い、課題等を整理し、次の各号に掲げる区分に従い、遅滞なく当該関係書類の写しを送付するものとする。（ただし、個人情報の取扱については第8条に留意することとする。）

なお、日本公庫が窓口機関である場合にあっては、関係民間金融機関へも送付するものとする。

- (1) 借入申込案件について、特別融資制度推進会議設置要綱（平成13年9月12日付け13経営第2931号農林水産事務次官依命通知）第1に基づく特別融資制度推進会議（以下「推進会議」という。）が、資金の貸付認定等に関する事務を融資機関に委任する場合
当該委任を受けた融資機関、市町村（農業委員会を含む。）、振興局等

- (2) (1)に該当しない場合

- ① 農業近代化資金の貸付けが予定される場合
市町村（農業委員会を含む。）、振興局等
- ② 農業改良資金の貸付けが予定される場合
日本公庫又は同公庫の受託金融機関、市町村（農業委員会を含む。集落営農組織の場合のみ。）
- ③ 農業経営基盤強化資金の貸付けが予定される場合
日本公庫又は同公庫の受託金融機関、市町村（農業委員会を含む。）、振興局等
- ④ 経営体育成強化資金の貸付けが予定される場合
日本公庫又は同公庫の受託金融機関、市町村（農業委員会を含む。）
- ⑤ 青年等就農資金の貸付けが予定される場合
日本公庫又は同公庫の受託金融機関、市町村

- 2 窓口機関は、借入希望者が熊本県農業信用基金協会（以下「基金協会」という。）による保証を希望しない場合を除いて、遅滞なく当該協会に關係書類の写しを送付するものとする。

- 3 窓口機関は、経営改善資金計画書等の受理を拒否する場合には、借入希望者にその理由を通知するものとする。

- 4 窓口機関は、第8条第4項の規定に基づき、融資審査の結果の通知を受けたときは、借入希望者に融資の可否を通知するものとする。

ただし、当該融資の可否の通知は借入申込希望書等の受理から原則として1か月半以内に行うものとし、それまでの間に手続が終了しない場合には、借入希望者にその理由を通知するものとする。

なお、融資を行わないときは、融資審査等総括表（別記第4号様式）により借入希望者に対して、その理由を説明するものとする。

- 5 窓口機関は、借入れの審査に当たり、借入希望者が認定新規就農者である場合には、振興局等農業普及・振興課に当該認定新規就農者に係る意見書の作成を依頼するものとする。

この場合において、当該認定新規就農者が第3条第1項の規定による意見書を提出している場合には、振興局等農業普及・振興課に別記様式第12号の確認書（以下「確認書」という。）の作成を依頼するものとする。

- 6 窓口機関は、借入希望者の法人化の意向をとりまとめ、当該借入希望者の氏名、住所及び電話番号を当該借入希望者が居住する都道府県の法人化推進体制（法人化の推進を目的に、農業経営力向上支援事業実施要綱（平成27年4月9日付け26経営第3500号農林水産事務次官依名通知）別記1の第2等に基づき、各都道府県段階に整備された体制をいう。以下「法人化推進体制」という。）に随時提供することに努めることとし、少なくとも5月及び11月の年2回提供することとする。法人化推進体制が整備されていない都道府県においては、各都道府県に当該情報を提供することとする。

（認定農業者又は認定新規就農者の場合等の手続）

第6条 市町村は、前条第1項各号の規定に基づき窓口機関から経営改善資金計画書等の送付を受けたときは、当該市町村の推進会議に当該経営改善資金計画書等を送付するものとする。

- 2 推進会議は、次の各号に掲げる場合は、それぞれ当該各号に掲げる内容について、市町村で定めるところにより、農業経営改善資金計画の認定を行うものとする（ただし、推進会議が資金の貸付けに関する事務の認定を融資機関に委任した場合を除く。）。

(1) 認定農業者であって農業近代化資金又は農業経営基盤強化資金の貸付けが予定される場合
農業経営改善計画との整合性、経営改善資金計画の達成確実性、借入金の償還の確実性等

(2) 借入希望者が次のいずれかに該当する場合 経営改善資金計画の達成確実性、借入金の償還の確実性等

① 認定農業者である法人の構成員又はその構成員になろうとする者

② 集落営農組織が法人化するときにその構成員になろうとする者又は農業参入法人であって、農業近代化資金（農業参入法人を除く。）又は経営体育成強化資金の貸付対象要件を満たす者

③ 農業近代化資金、経営体育成強化資金又は農業改良資金の貸付対象要件を満たす集落営農組織

(3) 農業改良資金の借入れであって推進会議及びその構成員が特に必要と認める場合（前号③の場合を除く。） 経営改善資金計画の実現可能性等

- 3 推進会議は、第2項の農業経営改善資金計画の認定を行ったときは、融資機関にその結果を通知するものとする。

（振興局等の手続）

第7条 振興局等農業普及・振興課は、推進会議又は融資機関から経営改善資金計画書等の意見の照会があったときは、熊本県広域本部地域振興局及び県央広域本部（熊本農政事務所）農業制度金融審査会設置運営要領及び同要領細則に基づき設置された審査会（以下「審査会」という。）の審査を経て、融資審査等総括表（別記第4号様式）により、推進会議又は融資機関へ経営改善資金計画に関する意見を通知するものとする。

- 2 農業改良資金に係る計画にあつては、振興局等農業普及・振興課は、熊本県農業改良資金事務取扱要領に定めるところにより、農業改良措置認定の審査を行うものとする。
- 3 振興局等農業普及・振興課は、窓口機関から第5条第5項の規定による依頼があつたときには、審査会の審査を経て、融資機関へ意見書及び確認書を提出するものとする。

(融資機関の手続)

第8条 第5条第1項各号の規定に基づき、窓口機関から経営改善計画書等の送付を受けた融資機関（窓口機関が融資機関となる場合は当該窓口機関を含む。）は、借入申込希望書及び経営改善資金計画書について、借入希望者の経営能力及びそれを反映する経営状況を基に、別紙の融資審査の考え方を参考として、次の各号について責任をもって判断するものとする。

- (1) 農業者の経営能力等からみた経営改善のための計画の適切さ及び実行可能性
- (2) 経営改善のための計画が実行された後の収益改善状況及び融資の返済能力の向上
- 2 窓口機関から経営改善資金計画書等の送付を受けた融資機関は、当該機関単独での判断が困難と認められる場合にあつては、他の関係機関に協議を求めることができるものとする。
- 3 融資機関は、経営改善資金計画についての推進会議及び関係機関の意見を参考として、融資の可否を判断する。
- 4 融資機関が窓口機関以外である場合は、融資審査の結果を窓口機関に通知するものとする。
- 5 融資機関は、農業者の経営能力等からみて、経営改善資金計画の達成可能性及び融資返済の可能性に疑問がある場合には、農業者に対し、1年間振興局等農業普及・振興課等の指導を受けて経営能力の向上に努めるよう求め、1年後に再度判断を行うものとする。ただし、上記の場合において、融資機関は、借入希望者が認定新規就農者である場合には、振興局等農業普及・振興課に指導を受けて経営改善資金計画書の見直しを行うことを求め、見直し後の経営改善資金計画書の提出があれば、速やかに再度判断を行うものとする。
- 6 融資機関は融資を行う場合、借入希望者に融資審査結果を通知するとともに正式な借入申込書（別記第5号様式）（基金協会の保証の希望がある場合は、債務保証委託申込書（別記第6号様式）を含む。）の提出を求めるものとする。

なお、第4条の手続（借入希望者が特定の資金を特定の融資機関から借り入れることを希望する場合の手続）によるときは、借入申込希望書及び経営改善関係資金計画書の提出時に、借入申込書及び債務保証委託申込書の提出を求めても差し支えないものとする。

また、融資機関は借入希望者が資金を必要とする時に貸付実行が確実に行われるよう努めるものとする。

(債権保全措置)

第9条 債権保全措置については、以下に定めるもののほか、関係融資機関及び基金協会の定めるところによる。

- (1) 債権保全措置については、融資機関（必要に応じて融資機関及び基金協会）と農業者の協議により、物的担保又は基金協会の保証のいずれかとすることを基本とし、経営者以外の第三者の個人連帯保証については、徴求しないことを原則とする。また、経営者保証については、「経営者保証に関するガイドライン」（平成25年12月5日「経営者保証に関するガイドライン研究会」から公表）を踏まえ、適切に行われるよう留意するものとする。
- (2) 基金協会による保証は、日本公庫資金については、農業協同組合を通じた転貸の場合のみを対象とする。
- (3) 担保物件の評価に当たっては、画一的な評価を行わず、近隣の類似物件の売買価格等を勘案して、適切に行うものとする。
- (4) 農業近代化資金、農業改良資金又は青年等就農資金に係る基金協会の保証については、第5条第4項に基づき融資機関が融資可能と判断することを前提として、当該資金に係る借入

申込者ごとの通算残高が次の額（農業近代化資金及び農業改良資金に係るものにあつては、イの額をいう。）に達するまでは、原則として、融資対象物件以外の担保及び経営者以外の第三者の個人連帯保証なしで基金協会による保証を行うものとする。

ア 認定農業者に貸し付けられるもの

個人1,800万円（法人3,600万円）

イ 認定新規就農者に貸し付けられるもの

3,700万円（青年等就農資金基本要綱第3の3ただし書の場合にあつては1億円）

ウ 認定農業者又は認定新規就農者以外の者に貸し付けられるもの

個人1,500万円（法人3,000万円（任意団体も同じ。））

- (5) 前号までの債権保全措置では融資額全額をカバーできない場合であっても、農業者の経営能力等からみて経営改善資金計画の達成及び融資の返済が確実と認められる場合には、融資を行う（必要に応じて融資額を調整することがありうる。）ことを基本とする。

（経営状況の報告）

第10条 借入者は、経営改善資金計画期間中において経営改善が達成されるまでは、毎年6月末までに別記第7号又は第8号様式により、経営状況を融資機関及び振興局等農業普及・振興課に報告するものとする。

ただし、簡素化様式を使用して融資を受けた借入者にあつては、融資機関又は振興局等農業普及・振興課から提出を求められた場合を除き報告を省略できるものとする。

（個人情報の保護）

第11条 窓口機関、県、市町村その他関係機関（機関の役職員を含む。）は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他の法令の個人情報の保護に関する規定を遵守するとともに、本要領対象資金に係る経営改善資金計画書等（意見書及び確認書を含む。）の個人情報保護について、厳正に取り扱うものとする。特に、この要領において借入希望者の個人情報を含む情報を他に提供するものとされた手続については、借入希望者の同意を得た範囲内において行うものとする。

- 2 窓口機関は、借入申込希望書の受理に当たり、借入希望者に対し、第5条の規定により、関係機関へ送付することがある旨について同意を求めるものとし、個人情報の取扱いに関する同意書（別記第1号様式の裏面）の確認欄に署名又は記名及び押印を求めることとする。

（その他）

第12条 振興局等農業普及・振興課は、本要領に基づく融資に関し、農業者の借入申込等が円滑に行われ、また、融資後、経営改善が確実に達成されるよう、適切な指導を行うこととする。

特に、認定新規就農者の場合にあつては、濃密な指導を行うよう努めることとする。

- 2 窓口機関は、法人化の意向がある借入希望者に対して、個々の経営実態に応じて、法人化に向けた適切な助言等に努めることとする。
- 3 本要領に定めるもののほか、本融資制度の運用に必要な事項は、その都度関係機関が協議し、別途定めるものとする。

附 則

この要領は、平成14年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年1月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年5月19日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年5月20日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成18年5月30日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成18年8月8日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成19年6月1日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成20年5月12日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成20年10月3日から施行し、平成20年10月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成21年6月15日から施行する。ただし、第3条第2項第3項、第5条第6項第9項、第7条については、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年6月16日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年9月12日から施行し、平成24年7月13日から適用する。

附 則

この要領は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年12月11日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年6月1日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成29年1月13日から施行し、平成28年12月27日から適用する。

附 則

この要領は、平成29年4月11日から施行し、平成29年4月1日から適用する。